⑶　収益・費用の計上基準

発生主義によっている。

⑷　その他

機構債利払いに係る金利スワップ取引（固定金利受・変動金利払）は特例処理の要件を満たしているため、金利スワップ取引の受払の純額を機構債に係る利息に加減して処理している。これにより機構債の金利負担は、611百万円の増加（前年度は、989百万円の増加）となる。

５．重要な会計方針の変更

⑴　特殊法人等会計処理基準の変更

当事業年度より、改訂後の特殊法人等会計処理基準を適用して作成している。

⑵　貸借対照表の純資産の部の表示方法の変更

従来、貸借対照表については、前事業年度まで「資産の部」、「負債の部」及び「資本の部」に区分して表示していたが、特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、当事業年度より、「資産の部」、「負債の部」及び「純資産の部」に区分して表示している。

なお、当該変更による従来の「資本の部」との差額は生じない。

⑶　機構債発行差金の会計処理方法の変更

特殊法人等会計処理基準の改訂に伴い、前事業年度において繰延資産に計上していた機構債発行差金は、当事業年度から預金保険機構債の間接控除項目である機構債発行差額として計上している。

特定住宅金融専門会社債権債務処理勘定

貸　借　対　照　表

（平成21年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
（流動資産）	**5,037**	**（流動負債）**	**405,710**
現金・預金	30	未払金	405,690
有価証券	4,994	前受収益	19
未収収益	11	**（固定負債）**	**979,254**
未収金	0	退職給与引当金	11
（固定資産）	**1,988,039**	日本銀行返還条件付拠出金	100,000
有形固定資産	40	資産見返負担金	142
建物	37	保証債務	879,100
工具・器具・備品	3	**（特別法上の引当金等）**	
無形固定資産	1	金融安定化拠出基金	1,008,796
投資その他の資産	1,987,997	民間拠出金見返	1,007,000
金融安定化拠出基金資産	908,796	運用収入見返	1,796
関係会社株式	200,000	**（負債合計）**	**2,393,761**
敷金・保証金	101	**（資本金）**	
保証債務見返	879,100	政府出資金	5,000
		（欠損金）	**△ 405,684**
		繰越欠損金	△ 363,438
		当期未処理損失	△ 42,246
		（純資産合計）	**△ 400,684**
資産合計	**1,993,076**	**負債・純資産合計**	**1,993,076**

㈱　各計数は、単位未満切捨て。

損　益　計　算　書

（自平成20年４月１日　至平成21年３月31日）

（単位：百万円）

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
（経常費用）	**67,385**	**（経常収益）**	**25,138**
債権処理会社助成事業費		資産運用収入	
業務推進助成金	54,850	金融安定化拠出基金資産運用収入	12,278
一般管理費	255	特例業務負担金収入	161
金融安定化拠出基金繰入	12,278	金融安定化拠出基金戻入	12,604
（特別損失）		事業外収益	88
固定資産除却損	0	資産見返負担金戻入	5
		（当期損失金）	**42,246**
合計	**67,385**	**合計**	**67,385**

㈱１．当期損失金42,246百万円は、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法施行規則（平成８年大蔵省令第34号）第５条第２項の規定により、次期の繰越欠損金として整理する。

２．各計数は、単位未満切捨て。

○重要な会計方針等

１．有価証券の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法によっている。

２．固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っている。なお、減価償却累計額は次のとおりである。

有形固定資産　62百万円

３．引当金の計上基準

⑴　退職給与引当金

役職員の退職金の支給に備えるため、期末要支給額を基準として計上している。

⑵　金融安定化拠出基金

債権処理会社への出資、円滑な業務の遂行のための助成金の交付等に充てるため、特定住宅金融専門会社の債権債務の処理の促進等に関する特別措置法（平成８年法律第93号。以下「住専法」という。）第９条第１項の規定により、特定住宅金融専門会社に対する出資者又は貸付債権者であった金融機関等が拠出する拠出金及び同条第２項の規定により、その運用によって生じた利子収入等を計上している。